

～令和5年度～  
日本語教育機関における自己点検・評価

日本語教育機関名：保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 日本語学科

1.【教育の理念・目標について】	点検・評価項目		確認・評価		
			A	B	C
1. 教育の理念・目標	1.1	〈理念・ミッション〉 本学園グループの教育理念は「できなかった子(生徒)のできる子(学生)にするのが教育」であり、責任ある効果的な授業運営と卒業生の質を確保する教育の実施を目指している。	—		
	1.2	〈教育目標〉 学問・文化の基礎である創造力、思考力、分析力、問題発見と解決能力などを育成する教育を目指し、「本当に優秀な人材を育てる教育方法」に基づき学生を指導する。教員一人ひとりが教育に携わる者としての自覚と誇りを常に持ち、本学の建学の精神と教育理念、教育方針を深く理解し、社会で活躍できる人材を育成することを教育目標としている。	—		
		〈育成する人材像〉 社会の進展に応じて、実社会で直面する複雑・多様な諸問題に適切に対応するために必要な「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を有する優秀な人材、即戦力として社会で活躍できる人材。	—		
	1.4	理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	A		
	1.5	理念、教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	A		
2.【機関運営について】					
2-1 組織体制	2.1-1	事業規模に応じた組織体制になっている。	A		
	2.1-2	受け入れようとする学生の言語に対応できる組織となっている。	A		
	2.1-3	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A		
	2.1-4	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。	A		
2-2 運営方針や事業計画	2.2-1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	A		
	2.2-2	短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	A		
	2.2-3	管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営が行われている。	A		
	2.2-4	コンプライアンス体制が整備されている。	A		
	2.2-5	意志決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	A		
	2.2-6	業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	A		
2-3 人事や財務管理に関する規程	2.3-1	教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A		
	2.3-2	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組みをしている。	A		
	2.3-3	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	A		
	2.3-4	教員及び職員の評価を適切に行っている。	A		
2-4 情報の共有化及び発信	2.4-1	行政や日本語教育関係機関等の外部からの情報提供が効率的になされ、かつ、共有化する仕組みがある。	A		
	2.4-2	教育機関の内部からの情報発信が効率的に行われている。	A		
	2.4-3	入学希望者・学習者及びその利害関係者(経費支弁者等)の理解できる言語で情報提供を行っている。	A		

3.【教育活動について】

3-1 教育活動	3.1-1	理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
	3.1-2	教育目標達成に向け体系的な教育課程(教育内容、教育方法及び進度等)が設計されている。	A
	3.1-3	レベル設定に当たっては、国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしている。	A
	3.1-4	教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
	3.1-5	成績評価や進級、修了の判定基準は明確にされ、適切に運用されている。	A
	3.1-6	教育目標に合致した教材を選定している。	A
	3.1-7	補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	A
	3.1-8	授業に必要となる学習リソース及び情報を教員に提供している。	A
	3.1-9	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A
	3.1-10	教員の指導力向上のための取組を実施している。	A
	3.1-11	教育課程の質向上のための取組を行っている。	A

4.【学修成果について】

4-1 授業評価	4.1-1	授業評価を定期的に行っている。	A
	4.1-2	評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。	A
	4.1-3	学生による授業評価を定期的に行っている。	A
	4.1-4	授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組みに反映されている。	A

4-2 授業及び教育支援実施	4.2-1	授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
	4.2-2	教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
	4.2-3	開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
	4.2-4	教育内容に応じて教育用機器を活用している。	A
	4.2-5	授業記録簿及び出席を正確に記録し、かつ教師間で効率的に共有している。	A
	4.2-6	理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
	4.2-7	学生の自己評価を把握している。	A
	4.2-8	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
	4.2-9	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	A
	4.2-10	学習内容、時間割と学年歴、成績判定の基準と方法、学習上の留意点、留学生活上の留意点、入管法上の留意点とこれらについての相談担当者名が記載された文書を、入学時に生徒に配布している。	A

4-3 成績・成果の判定	4.3-1	判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また判定基準と方法を開示している。	A
	4.3-2	成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
	4.3-3	入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
	4.3-4	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的な検証している。	A
	4.3-5	進級及び修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
	4.3-6	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A

4-4 進路に関する支援	4.4-1	生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	A
	4.4-2	学生の希望する進路を把握している。	A
	4.4-3	進路指導担当者を特定し、入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A
	4.4-4	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A

4-5 卒業生の状況の把握	4.5-1	卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等での状況や社会的評価を把握している。	B
	4.5-2	卒業または修了後の進路を把握している。	B
	4.5-3	進学先、就職先等での状況や卒業生の社会的評価を把握している。	B

5.【学生支援について】

5-1 支援体制	5.1-1	学生支援計画を策定し、支援態勢を整備している。	A
	5.1-2	休日及び長期期間中、災害など緊急時の学生対応をしている。	A
	5.1-3	日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	A
	5.1-4	留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的を実施している。	A
	5.1-5	地域交流や地域活動を実施している。	A
5-2 安全管理	5.2-1	健康、衛生面について指導する態勢を整えている。	A
	5.2-2	重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	A
	5.2-3	感染症発生時の措置を定めている。	A
	5.2-4	対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。	A
5-3 危機管理	5.3-1	火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的の実施している。	A
	5.3-2	災害等に対する避難訓練を定期的の実施している。	A
	5.3-3	防災用品を備蓄している。	A
	5.3-4	危機管理体制を整備している。	A
	5.3-5	気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A
5-4 生活面における支援	5.4-1	住居支援を行っている。	A
	5.4-2	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
	5.4-3	交通事故等の相談態勢を整備している。	A
	5.4-4	定期的に健康診断を実施している。	A
	5.4-5	学生全体の生活状況について定期的に調査している。	A
	5.4-6	生徒が意思疎通できる言語で常に相談対応ができる体制を整えている。	A
5-5 納付金	5.5-1	入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期が明示されている。	A
	5.5-2	学費以外に入学後必要となる費用が明示されている。	A
	5.5-3	関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。	A

6.【教育環境について】

6-1 教育機関としての環境整備	6.1-1	校地・校舎面積は、「日本語教育機関の告示基準」に適合している。	A
	6.1-2	安定的に教育活動を継続するための校地及び校舎を整備している。	A

6-2 教室、その他の施設に関する「日本語教育機関の告示基準」への適合性	6.2-1	教室内は、十分な照度があり、換気がなされている。	A
	6.2-2	全ての教室は、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	A
	6.2-3	授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
	6.2-4	教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	A
	6.2-5	視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器を整備している。	A
	6.2-6	教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
	6.2-7	同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	A
	6.2-8	法令上必要な設備等を備えている。	A
	6.2-9	廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
	6.2-10	バリアフリー対策を施している。	A

7.【入学者の募集について】

7-1 募集方針	7.1-1	理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	A
	7.1-2	募集定員を定めている。	A
	7.1-3	機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A

7-2 募集活動	7.2-1	授業料、教育内容、教育成果を含む最新かつ正確な学校情報が、入学希望者の理解する言語によりインターネット上で開示している。	A
	7.2-2	求める学生像を明示している。	A
	7.2-3	応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。	A
	7.2-4	募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。	A
	7.2-5	海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。	A

7-3 入学選考	7.3-1	入学選考基準及び方法が明確化されている。	A
	7.3-2	学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。	A
	7.3-3	入学選考を行う体制が整備されている。	A
	7.3-4	入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	A

8.【財務について】

8-1 財務状況	8.1-1	財務状況は、中長期的に安定している。	C
	8.1-2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	B
	8.1-3	適正な会計監査が実施されている。	A
	8.1-4	予算編成が適切になされ、かつ効率的に機能している。	B
	8.1-5	財務情報の公開の体制ができています。	A

9.【法令遵守について】

9-1 法令遵守等に関する指導	9.1-1	法令遵守に関する担当者を特定している。	A
	9.1-2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	A
	9.1-3	個人情報保護のための対策をとっている。	A
	9.1-4	出入国在留管理庁ほか関係官庁等への提出、報告を遅延なく行っている。	A
	9.1-5	自己点検・評価の実施と改善及び公開を適切に行っている。	A

9-2 入国・在留関係に関する指導及び支援	9.2-1	入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
	9.2-2	担当者は、研修受講等により最新かつ適切な情報取得を継続的に行っている。	A
	9.2-3	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
	9.2-4	在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	A
	9.2-5	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	A
	9.2-6	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	A
	9.2-7	過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。	C
	9.2-8	在留期間更新手続きの指導や一時帰国などに関する指導や支援を行っている。	A
	9.2-9	入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。	A

10.【地域貢献・社会貢献について】

10-1 地域貢献・社会貢献	10.1-1	日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	A
	10.1-2	学生ボランティア活動への支援を行っている。	A
	10.1-3	地域住民と定期的に交流活動をしている。	A
	10.1-4	地域の伝統行事等に積極的に参加している。	A
	10.1-5	域内の地方公共団体や国際交流団体、自治会等と連携・協力体制を構築できている。	A
	10.1-6	公開講座を実施している。	A

評価方法

- ・A：「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B：「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C：「未達成」あるいは「適合していない」項目。